

<特集・短期連載>「いま、原子力発電の是非を問う」

## 「いま、原子力発電の是非を問う」 第4章 - 8

(2011年11月23日)

### 第4章 本紙の原発関連運動 8

～ 原子力安全委員会への質問書と、その顛末(機動隊員500人の動員)・付記

平成元年2月1日、本紙は原子力安全委員会に対しても公開質問書を送った。その際、先にご紹介した電気事業連合会に対する質問書一式と同様、昭和63年に本紙と九州電力との間に交わされた往復書簡を「参考資料」として添付した。そのためここで原子力安全委員会に対する質問書の前段に記した本紙の主張は、先のもとの重複するため割愛すべきとも考えた。だが同委員会が本紙に示した姿勢を、読者諸氏に正確に理解していただきたいために、ここに質問書の全文を再掲することとした。

原子力安全委員会が本紙に示したのは、質問に対する回答ではなかった。質問は黙殺され、官僚主義丸出しの高圧的な対応が続いた。原子力安全委員会がいかにも「原子力の神様」的に振る舞おうとも、納税者の視点から見れば、単なる行政機関の一つに過ぎないにもかかわらず、である。

そしてこの一行政機関は、驚くべきことに警察権力を用いて本紙の排除を試みた。原発に恐怖を抱く市民感情への気遣いや、人間的な誠実さのひとつかけらも示そうとしない安全委に対し、つぎに本紙は内田秀雄委員長宅ならびに委員宅に直接、回答を迫る電話を入れたのである。同委員会の公式の見解を得なければ、本紙の原発関連運動自体が中途半端なものとなる。また本紙の熱意を少しでもくみとってほしい、という願いも、そこには込められていた。

だが、本紙に対し彼らが誠意ある態度を示さなかったのはいうまでもない。かわりに同委員会がしたことといえば、本紙の存在と公開質問に対する回答

要請を警察当局に通報したのである。公開質問書に対する回答を要求するため、本紙が原子力安全委員会を訪問した場合に対処すべく、機動隊員 500 人を投入し、本紙を権力で排除するための準備を秘密裡に整えたのだ。

これは、某筋から本紙のもとに伝えられた情報である。この事実を原子力安全委員会が否定するのであれば、本紙はその確たる証拠を公表するのにやぶさかではない。

質問事項に対する回答はなかった。そのかわり、質問という行為に対し、機動隊の動員という姿勢で「回答」してきたわけである。本紙の公開質問書とは、その内容とは、あるいは本紙の原発運動とは、500 人も機動隊員を動員して弾圧ないし排除するほどのものなのか。この程度の公開質問に対してすら、回答するかわりに 500 人も機動隊員を動員する同委員会の、反対勢力とおぼしきものに対する異常ともいえる神経過敏な体質に、「原発の安全性に対する国民の理解を求める」姿勢など、ほんとうに存するのだろうか。

このことを読者諸氏に判断していただきたく、長文であり内容的にも先の一連の質問書と重複するもの、ここに原文を掲載する。本紙が同委員会に対して示した公開質問書が、決して挑戦的なものでも、警察権力による弾圧を喚起するものもないことがご理解いただけると思う。

平成を迎え、本紙はつぎに電気事業連合会に対して質問書を送付し回答を求めた。先の九州電力に対する質問と内容の骨子において重複する上、実際に同連合会へ質問書を送付する際には、これまで九州電力と交わした質問書と回答書をも全文添付している。そのためここでは同連合会への質問部分において、長文の前段を割愛し、個別の質問事項をのみ記載する。なお同連合会からの回答は、これまでの九州電力からの回答と同様、原文をそのままご紹介する。

### 原子力安全委員会への公開質問書

原子力安全委員会委員長 内田秀雄殿

平成元年 2 月 1 日

## 公開質問の趣旨

わが国の原子力事業の健全発展を期し、貴原子力安全委員会（以下「貴委員会」）におかれては鋭意格段のご努力を尽くされていることについて、まず国民として厚い感謝の意を表したい。

弊紙行政調査新聞は、行政の一環としてわが国の原子力発電事業を管理監督する任にある貴委員会に対し、現在大きな社会的課題に発展した原子力エネルギー問題に関して、広く国民一般が懸念する原発の安全性をめぐる本紙の主張を踏まえつつ、ここに公開質問書をお送りする次第である。

本公開質問事項に入るに先立ち、原子力発電問題と本紙の関係を、まずご説明申し上げる。

本紙は現状の原子力発電について、基本的には「将来（近未来）の脱原発を踏まえた上で暫定的に肯定」している。ただしここには国民生活上の安全が確保されることと、国家安全保障に関して「原発施設が国防上の障害にならない」という条件が、必要十分に満たされていなければならない、と考えている。

本紙は先に、原発の安全操業に関して地元住民と数多くのトラブルを発生させた九州電力に対し、原発運営の安全問題について公開質問書を提示した。（参考資料参照）本紙が提示した公開質問書に対して、九電は別紙の回答文を本紙に寄せた（参考資料参照）。

しかし原発の安全性について公開質問をもって糺そうとした本紙の真意は九電側に理解されず、九電から本紙に寄せられた回答は、原発事業者が原発を是認促進するために作成した原発マニュアルの内容そのままに過ぎないものであった。

そこで本紙は再度、現状の「世界の原発事情」を説き明かす記述文を添え、

九州電力の姿勢をあらためて問うた。

しかし数ヶ月を費やし、ヨーロッパの反原発運動組織と連携し資料収集にあたるなど、多くの労を尽くした本紙の主張も、「まず原発ありき」に終始する九電の姿勢を変革するには至らず、再度提出した公開質問書に対する九電の回答は、依然として「原発マニュアル」の枠組みの範囲に留まるものに過ぎなかった。

前記のように、原発問題に関する本紙の基本的な立場は、脱原発を踏まえた現状の原発の肯定である。しかし、もし仮にわが国の原発事業者が現在の姿勢をとりつづけ、いたずらに反原発運動の拡大を助長するような事態に至れば、わが国のエネルギー問題は重大な危機に直面することは明らかだ。

そこで本紙は、世界の原発事情をめぐるさらなる最新情報を加えつつ、本問題に関する九電の見解を問う最後の公開質問書を提示した。

だが、本紙の「原発」に関する憂慮の念も虚しく、最後の公開質問書もまた、原発事業者が広く一般用に作成した「原発マニュアル」を回答として本紙のもとに寄せただけのものだった。

すでに貴委員会もご承知のとおり、原子力発電に対する反対運動は世界規模に拡大し、局地的には反原発の運動が政治に対しても大きな影響力を行使するまでに至っている。

このことは、貴委員会が年報として閣議に提出した 63 年度の報告書「原子力安全年報昭和 63 年版」に対し、内外の関係者から多くの批判が出たことでも明らかであろう。

法的に見ても、貴委員会は原子力委員会及び原子力安全委員会設置法によって定められた責務を果していない、との批判が大勢を占めた。確かに貴委員会は、同法第一章第一条が謳う「原子力の研究、開発及び利用に関する行政」には大きな貢献をなした。だが第二章第十三条が定める安全委員会の「安全」に関する項では、貴委員会は 100%、事業者側の立場であり、本来的に

貴委員会がなすべき行政上の責務を果していない、との批判が貴委員会批判の核心であった

本紙はここで、貴委員会の作成した年次報告書について批判を加える意思はない。

本紙がここで貴委員会に対して強調したいのは、貴委員会の存在、安全性の尺度、技術認定の尺度等々ではなく、わが国の原発を取り巻く客観的な原発事情である。

本紙は原発問題について、前後3回にわたり九州電力と書簡を交換した。この文書交換を通じて本紙が感じたのは、おおむね原発事業者とは現在、世界の原発が直面している厳しい現実に対し、あまりにも無知であるということだった。

確かに、現在のわが国の政治状況下において、原発事業者が世界の厳しい原発事情を「よそ事」として試みていることについては無理からぬものがあるにせよ、草の根的に台頭しつつある反原発の潮流を倭小化し、犬の遠吠え的に受け止めている姿勢には、寒心に堪えないものがある。

本紙は、このような九州電力の姿勢はわが国原発関係者・機関に共通したものであり、むしろ現在の原発事情を厳しく受け止める者ほど、原発事業者の異端者とされている現状を知るのみである。

今日、貴委員会を含めたすべての原発関係者は、反原発運動を「小児的」と捉え、その社会的・政治的影響力を軽視している。だが、現実はこのような原発関係者の認識に反して、世界の反原発運動は着実な歩みでその勢力圏を拡大しつつある。私事で恐縮であるが、将来的に「脱原発」を唱える本紙に共鳴したフランスのある脱原発運動家は、本紙が九州電力と交わした交換文書に異常なまでの興味を示すと同時に、今回本紙が貴委員会にこの公開質問書を提示したことについても大いなる関心を示し、貴委員会より本紙のもとに寄せられた回答書簡を、受理次第ただちにコピーし、フランスへ転送するよう申し入れてきている。

すなわち、この「私事」は国内で小児的と捉えられている反原発運動が、すでに国際的段階に進展したことを意味している。

このように現在の反原発ないし脱原発の気運が高揚しているにもかかわらず、当事者であるわが国の原発関係者が反原発の声に耳を傾けないどころか、原発の拡大促進一辺倒の姿勢を堅持する状況にあることに関して、本紙は国民の一人として、この上ない憂慮の念を抱いている。

本紙はこのような見解を基本として、わが国の原子力エネルギー事業を安全性の面から統括する任にある貴委員会が、この問題についてどのような見解を有しているか、本公開質問書により問うことに致した次第である。以上が貴委員会に対し、本紙が本公開質問書を提示する、本紙の「立場」と、その趣旨である。

#### 原発問題に関する本紙の見解

世界の原発問題を現実に即して検証すれば、「原発促進」を全面的に掲げて事業を展開しているのは、わが国の原発関係者だけである。また、政策的にこのような原発事業を「指導」しているのも、わが国の政策当局のみである。このことは、先に貴委員会が内閣に提出した 63 年度年報に対して、「安全委員会は原発の安全性を、原発事業者に変わって PR した」という外部からの批判の言葉によっても明らかだ。

改めて法律条項を引用するまでもなく、貴委員会の責務は行政の立場から原発事業の安全性をチェックし、必要に即して安全確保のための勧告を行政と事業者側になすことだ。すなわち貴委員会に課せられた本来の使命とは、行政への厳しい対応であり、国民に代わって原発の安全性を管理監督することであるはずだ。

ここで貴委員会の業務の内容にこれ以上触れることは差し控える。強調したいのは、わが国の原発事業では、事業者側のみならず貴委員会を含めた行政機関までが、反原発・脱原発を模索する原発事情を「よそ事」とし、原発



拡大一辺倒の基本的立場を堅持している事実が示す、問題の重大性である。

このことは、本紙が九州電力と交換した書簡中、九電から本紙に寄せられた回答文を通読すれば明らかだ。本紙が九電に示した世界の反原発事情について、原発事業者である九電が終始一貫として「よそ事」の視点に立脚していることは否めない。

この点について特に九電は、民主主義社会では何ごとについても賛成反対の立場が抽出されることは当然だが、だからと言って、執行者がいちいち反対の声に耳を傾ける必要はない、とした趣旨の説明を加えている。

もちろん、このような回答が妥当性を有するものでないことは、容易に判断出来る事柄である。

わが国の反原発運動に対応し、政策当局を含めて原発関係機関は莫大な費用を投じて原発の安全性を強調する動きを展開している。

だが客観的視点からみても、このような展開は期待通りの効果を収め得ていない。その真の原因は、九電が言う「民主主義社会」の基本となるべき配慮（反対の立場に対する配慮）が、事業者側に具備されていないからだ。

「民主主義社会では賛否の意見が出るのは当然。従って本紙は自己の信念に基づいて事業展開を進める」というのでは、どれほど巨費を投入して宣伝活動を行おうとも成果があがらないのは、これもまた当然といえよう。

このことは単に九電だけの問題ではなく、直接、貴委員会にも関係する問題を含んでいる。貴委員会は年報の中で「対話」の実績を強調している。

だが貴委員会が開催した公開ヒアリングは、決して住民との対話ではなく、「お上が、下々の意見を聴取する」に過ぎないものであった。この公開ヒアリングをもって「住民と対話、ないし意見を交換した」などとは、お世辞にも言えないものだ。

一つの問題について双方が一緒になって考え、そして話し合う姿勢が欠如した公開ヒアリングなど、文字通り「事前に地元住民の意見を聞くために開かれる公聴会」にすぎず、「お上が下々の話を一応は聞いておく」ことと、何ら変わらない。

公開ヒアリングには、特段に不可欠な要素がある。話し合う相手がいま一番に必要としている情報を、主催者側がすべて公開することである。「対話」に臨んで主催者側がどのように格好を整えたにしても、肝心な情報を秘匿したままでは、何回、何十回ヒアリングを開催しようともまともな成果が生まれ出るはずがない。

だが、わが国の原発事情にかかわる危惧の最も大きな要因の一つは、この情報公開なきヒアリング、「情報を秘匿したままでの安全性の強調」にある。それは断じて、対話ではない。政策当局と事業者が一体となったプロパガンダであり、原発推進キャンペーンにほかならない。

本紙は、九電に原発問題を問うに際し、原発事業者の時代錯誤性を指摘した。ほかでもない、このようなプロパガンダが現代でも通用すると信じている原発事業者の認識性である。

このことに関して特に本紙が関心を向けたのは、本紙が幾多の事例をあげてヨーロッパの原発事情を示したのに対して、当の原発事業者である九電は「ヨーロッパの現状は基本的に原発促進に向かっている」と回答したことである。

本紙は、九電との書簡交換に際して、万全の配慮を尽くす意味からヨーロッパの原発事情を視察すると同時に、フランスを中心にした反原発・脱原発運動のリーダーたちと意見を交換している。このような行動を通じて本紙が会得したヨーロッパの原発事情とは、客観的にみても「反原発」であり、あるいは将来的な「脱原発」であった。

だが、九電が本紙に回答した内容は終始一貫として、ヨーロッパの原発促進を強調するものに過ぎなかった。



このような九電の見解は、ある視点からみれば、注目すべきことを含んでいる。見解が間違っているのではなく、その見解を導き出す方法・手段が間違っていることが明らかになるからである。

一つの見解、たとえば原発をめぐる見解を求める作業において、当然「まず原発ありき」で臨めば、反原発や脱原発は、おおげさにいえば「認識のカテゴリーから排除され、必要以上に原発促進の事象だけが認識される」ことになる。

つまり、九電のヨーロッパ認識とは、このように形成された「ヨーロッパの原発促進事情」であった。

貴委員会が年次報告を内閣に提出した際、新聞各社は貴委員会の姿勢を「反原発の声、どこ吹く風」と酷評した。これは貴委員会が過去 10 年の実績を自画自賛した上で、ソ連のチェルノブイリ原発事故や米ペンシルバニアの原発事故を引き合いに出した上で、わが国は 52 項目の安全確保対策を実施した、という内容について寄せられた批判だった。

このような貴委員会の姿勢は、わが国の原発事情に関する政策・事業当事者の一般的な見解を示すもので、そこには米国や欧州にはない、原発に対するわが国に特有の認識が表出している。そしてこのことは、一から十まですべて「原発ありき」を前提とし、それに固執するわが国原発関係者の姿勢を如実に示したものだ。

そのため、西ドイツのある老人が「原子力発電所というのは、要するに原子爆弾の反応速度を遅くさせただけ。それが分かれば平和利用であろうと原子力発電など認めるわけにはいかない。危険なことには変わりはないし、いつ放射能が漏れるか知れたものではない」という素朴な理由から、13 年間も法廷闘争を続け、ついに去年 9 月、総建築費約 5 千億を投じて建設したばかりの RWE（ライン・ヴェストファーレン電力会社）の原子力発電所の操業を停止させる判決を手にするにいたったヨーロッパの原発事情など、わが国の原発関係者には到底理解することはできないだろう。

またこのような流れからすれば、ソ連政府が、背景にチェルノブイリ原発事故や大地震に伴う原発事故の想定などがあるにせよ、8カ所の原発新規建造計画のすべてを破棄した、という世界規模的な原発事情を理解することができないのも当然であろう。

本紙は、現在の原発に対する懸念を九電に指摘すると同時に、いわゆる「寿命となった原発施設の処理」の問題についても条項別に指摘した。これについての九電回答は別紙参考資料記載のとおりで、九電は楽観視しているである。

現在の原発に関して、その存続の可否とは別に原発事業者が最大事として取り組まなければならないことに「核廃棄物処理」と、経年劣化した「原発施設の処理」問題がある。

この問題に関して昨年12月、ベルギー政府は興味ある決定を下した。ベルギーは需要電力の3分の2を原発に依存する、いわば原発大国だ。電力需要の増加に対応するため、電力企業はベルギーで8番目にあたるドエル原子力発電所の建設を政府に申請した。しかしベルギー政府は、「安全面から最良の選択ではない」との理由を付け、この建設計画を不許可にしてしまった。

ここでベルギー政府が「安全面」としたなかには、現行の安全性と将来におよぶ安全性、すなわち核廃棄物の処理と、原発施設の処理問題が含まれていた。だが、このような欧州の原発事情は単にベルギーだけの問題ではなく、大局的にみれば欧州全体を取り巻く「時の流れ」でもある。

本紙が知り得た情報によれば、ヨーロッパの政策当局は現在の原発問題とは別に、高レベル放射性廃棄物の処理と、将来必須的に直面しなければならない「寿命を迎えた原発施設の処理」に真剣に取り組み出したと、のことである。

しかも、このような作業は、たとえ研究が期待通りに進展したとしても「実用化」されるのは来世紀以降となり、この領域における作業がいかに至難で

あるかを物語っている。だが、このことに関してわが国が特に注目しなければならないのは、このようなヨーロッパの原発事情とその「流れ」だ。未だに原発促進を至上課題に掲げ、原発事業の拡大を目指すわが国の原発事情に比して、欧米の原発事情は、現行原発の見直しと、その最終的な処理に関して「促進と拡大」の方向を目指している。

このような方向性の違いが、どのような理由に基づくのかといえ、それはすなわち、欧米の原発に対する認識とわが国における認識の違いによってもたらされたに他ならない。

同時にまた、この違いは、原発に代わる新たなエネルギー源を模索する欧米と、わが国との姿勢にも関連している。

チェルノブイリ原発事故によって原発の危険性が明らかになったことと、欧州裁判所が安易な放射性廃棄物の処理は許可しない、との判決を下したことによって、実質的にヨーロッパの原発は今後、段階的に縮小しなければならないようになった。

しかし、いっぼうで電力需要は着実なテンポで増大する。そうしたなか、電力事業者に課せられた使命は「脱原発」後に増大する電力需要にどう対応するか、にある。したがって反原発・脱原発等を目標とするヨーロッパの電力事業が、新しいエネルギーの開発に全神経を注いでいることは、当然のなりゆきと言うべきものである。

この点に関して、反原発や脱原発とは無縁なわが国の電力業界が、電力需要の増大に際して即、原発事業の促進と拡大という図式で対応できる状況とは、電力業界にとって非常に恵まれた環境にあると言うべきだろう。現在、ヨーロッパの電力業界が21世紀に期待を寄せている新エネルギー源は、人工的な核融合だと聞き及んでいる。重水素を主原料とする核融合エネルギーは、運転段階で強い核分裂生成物を出さない特質があり、まさに21世紀的エネルギーの呼び名が高くクリーンエネルギーの代表である。もちろん、核融合が普遍的なエネルギー源になるためには、今後相当な期間を必要とし、同時に天文学的な研究開発費が必要となろう。

しかしながら、世界全体に流れる反原発・脱原発の潮流を受けて、原時点では海のものとも山のものとも分からない新エネルギー開発に一步を踏み出した欧米の電力事業者の姿勢には、その結果はともあれ、大いに評価し得るものがある。

それにつけても、反原発・脱原発運動に最大限の関心を払うヨーロッパ各国の政策当局や原発事業者の姿勢とくらべ、日本国内の反原発運動を「小児的」と嗤い、無視しつつけるわが国の原発関係機関の態度には、驚嘆に値するものがある。新しいところでは、北海道電力の泊原発の試運転開始に反対する署名が優に 100 万人を超え、また反原発を訴える八ヶ岳山麓の集会には有名無名の文化人 7 千人が集まり“NO NUKES ONE LOVE”の歌を大合唱したりもした。さらに、東京・上野では「原発とめよう東京行動」が聞かれ、脱原発法制定を求める署名運動の開始が決議されたこともある。

反原発・脱原発を求める国民の意思の表れは、このようなデモンストレーションやセレモニーのみならず、「地域住民」による真に切実な訴えとしての、地域的な反原発活動がある。すなわち、地域による原発進出への反対、将来的不安を示唆する核施設進出の反対など、要するに住民の生活と密着した反原発・脱原発の反対運動である。

だが肝心なことは、このように盛り上がりをもせる国内の反原発運動に、貴委員会を含む行政と原発関係機関がどれほどの関心を示したのか、だ。

事業者側は相も変わらず、民主主義社会には「反対があっても当然」と、反原発の声を無視。また政策当局も反原発運動の有無に関係なく、既定方針である原発促進の施策実施を強行して何ら憚らない。

本紙は、このような原発関係者の姿勢にある時代錯誤性を強く非難する。彼らのこのような姿勢では、現行の原発事業にとって最も必要である「国民のコンセンサス」はとうてい得られない、と指摘してやまない。階段を登るには、おのずから順序がある。つまり一段一段登るのが最も適した登り方だ。ヨーロッパの電力事業者が、国民の意識を段階的に受け止めながら一段、ま

た一段というテンポで脱原発への道を歩んでいるさまは、まさに当を得たものだ。

これに対して闇雲に原発エネルギーを目指し、これが間違っていたと知るやいなや、今度は原発放棄の拳に出たアメリカのやり方は、基本的に階段の登り方を誤っている。

さて、このような視点からわが国の原子力発電を検証すれば、どうであろうか。

着実に盛り上がりつつある反原発運動。すでに法律制定への署名運動にまで進展した、脱原発を求める市民意識等々…。すなわちわが国の場合は、原発関係者が脱原発への階段を登ることなど予想さえしていなかったところへ、いきなり外部から「この階段を登りなさい」と言われるのに等しい「脱原発」状況とでも言うべきだろう。

各種の体操や、水泳の開始等に不可欠なのは準備体操だ。のみならず子どもが社会人になるためには幼年期・青年期において、社会性を身につけるためのさまざまな学習行為を経なければならず、そのためには特に「読み書きそろばん」に特化した学生期も必要である。このような期間は「人生の本番」を迎え、さまざまな困難に直面した際、問題を適宜解決していくために必要不可欠な予備期間である。仮にこのような期間中に、ある者が予備期間ないし準備期間を空費し、即本番に取り組む事態に立ち入れば、どのような結果が導き出されるかは考えるまでもあるまい。冒頭に掲げたとおり、本紙は条件付きながら原発を「肯定せざるを得ない」と考えている。しかし原発を「消極的に肯定する」とは言いながらも、現在の世界の原発事情をみる限りにおいては、将来わが国もやはり脱原発の方途を採らざるを得ないであろうと確信している。

しかも、その将来とは永遠に延長可能な将来ではない。近未来、と言うべきだろう。したがって総合的な視点からみても、わが国のエネルギー問題は「原発が最善にして最高である」と言い切れる現在こそ、わが国の原発関係機関が「脱原発」への意識を新たにする必要があると本紙は考えている。



「いきなり脱原発」では、電力環境が国家社会に与える影響はあまりにも強すぎる。しかしこのように順当な手段でわが国の電力事情が社会の潮流と同じ歩調を取るためには、何をおいても現行の原発関係機関が反原発・脱原発の声に耳を傾け、そうした反原発・脱原発の主張の中から真に当理を得たものを汲み上げ、実際の事業展開に生かしつつ行かなければならないはずだ。

何かと言えば強権の発動で反対を封じ込める姿勢では、すべての事柄は解決しない。しかも、このような方法で構築された「存在」は、それが政府であれ組織であれ、または計画であれ、結局のところは崩壊してしまうのが歴史の教訓だ。

以上が、現在の原発問題に関する本紙の意見と見解である。

#### ●公開質問項目

- 1：先に本文で、本紙の意見と見解を開陳した。この本紙の「意見と見解」について、原子力問題の専門機関である貴原子力安全委員会のご所見を、まず承りたい。
- 2：本紙は原発問題について言うならば「素人」である。したがって先に記した本紙の意見と見解においても幾多の誤り、誤解があるものと自覚している。よって、本紙の意見と見解に関し誤った項目について、専門家の立場からご指摘を賜りたい。
- 3：貴委員会は「原子力安全年報昭和 63 年版」で、わが国原発の安全性について、安全のお墨付きともいえる報告を提出した。だが現実の原発は以後故障トラブルが続発し、肝心な原発稼働率も極端に低下している。この稼働率を通産省は 70・4%と発表したが、この数値は 58 年以降最低の稼働率である。他産業分野の稼働率とは異なり、こと原発に関する稼働率は、原発の安全性、ひいては国民の生活と生命とに密接に関係している。70・4%という低稼働率は電力需要の増減によって算出されたものではなく、



おもに原発施設の運転状況、つまり故障トラブルが原因となって生み出されたものだ。「わが国の原発は安全が確保されている」と主張する貴委員会は、この低稼働率にどのような見解を有しているか、質したい。

4：本紙は、欧米の原発事情を基本的には「脱原発」に向かっていると認識している。本紙の認識に誤りがあるのであれば、御教示願いたい。

5：本紙は、現行の原発事業者は、「反原発」グループと真剣な話し合いの場を設けようとはしていない、と感じている。この問題について、客観的な立場にある貴委員会はどのようにみているのか、ご見解を質したい。

6：エネルギー問題について現在、国際世論は2つに分かれている。1つは「原発には多くの危険が介在している。同時にこの原発の危険は人知のおよぶ限りにおいて不可避的なものである。したがって現在とはもあれ、将来的には脱原発に向かわなければならない」という世論である。もちろん、もう1つの世論とは原発肯定である。このような「脱原発」について、直接原発と関係する貴委員会はどのような意見を有しているかを質したい。

7：将来的にはわが国の反原発運動も、社会的・政治的に大きな影響力を有することになる可能性がある、という見方もある。しかし現状を勘案すると、反原発運動が強力な市民権を得ることに関しては、国家運営上の問題がある。この問題は、現行の原発関係機関が「反原発」運動に、いかに対応し対処するかにかかっている。国民合意の視点から原発関係機関が進んで反原発グループと話し合いの場を「拡大」し「促進」することが重要であると本紙は考えるが、貴委員会の率直な意見を問いたい。

#### ●特別質問：東京電力福島第二原子力発電所に関わる運転事故に関して

東京電力福島第二原子力発電所は昨年12月中、PRL（原子炉再循環系）ポンプ事故を3号機で発生させた。

事故後、ポンプを分解したところ、水中軸受けとインペラー（羽根車）がケーシングとかみ合い損傷した。このため核分裂生成物が燃料棒より漏れ出

し、活性炭ホールドアップ装置より、大気中に放出された。

インペラーの破片が圧力容器内にあるので、これが燃料棒を傷つけその部分から核分裂生成物が漏れ出したものである。

このため、当該 3 号機は定期検査を 2 日早めて平成元年 1 月 9 日に行った。本紙はこの事故に関して以下の質問を行う。

- 1：この事故について、貴委員会は内容をどれほど把握しているか。
- 2：わが国の原子力安全規約によれば、このような事故が発生した場合、当該の原子力事業者は、直ちに関係機関に報告すると同時に、地元の安全監視機関に報告しなければならないと定めている。しかしながら 1 月末現在、この報告は原子力関係機関ならびに地元に報告されていない。この厳然たる事実に対して、貴委員会はいかなる見解を有しているか質したい。
- 3：本紙の手元にも、この事故に関する資料が届けられている。直接原子力事業を管理・監督する立場にある貴委員会は、これ以上の資料が東京電力側から提出されているはずである。本紙は、この東京電力から貴委員会に提出された資料を貴委員会から公示されることを要望する。この本紙の要望に関して、貴連合会の所見を質したい。
- 4：この事故に関して、本紙は大いなる関心を持ち、テレビ・新聞等の報道を見守っていたが、本事故に関する報道は一切なされていない。この事実が意味するのは、東京電力福島第二原子力発電所 3 号機による事故は、まったく公開されていないということである。このことについて、貴委員会の意見を質したい。

本問題について客観的立場にある貴委員会のご意見を拝聴したい。

#### ●補遺事項

本公開質問書を貴原子力委員会に提示するにあたり、本紙は「参考資料」

として、本紙と九州電力との間で交換した質疑応答書簡を添付する。わが国原子力行政の推進に臨んで、この参考資料が何らかの形で役立つのであれば、本紙にとって望外の喜びである。このことを一言申し添える。

借越ではあるが、本公開質問書への回答は来る2月28日にお寄せいただきたい。わが国の原発事業を国民合意の上で達成する意味からも、貴委員会の誠意あるご回答を、本紙は切に期待してやまない。

以上

### 付記：無用の長物「原子力安全委員会」

本紙は平成元年2月1日、前掲の公開質問書を原子力安全委員会に提示した。奇しくも、東京電力福島第二原子力発電所が「3号機原子炉で再循環ポンプが破損」という、原子力発電にとって重大な意味を持つ事故の発生を発表せざるを得なくなった2月3日の2日前のことだった。本紙は、公開質問書を原子力安全委員会に提出するに至るまでに、いくつかの裏付けを得ていた。つまり東電福島第二原発で昨年10月以降、多くの事故やトラブルが発生していることを、同原発内部からの通報で知っていたのだ。

事故の通報と、昨年末に同委員会が閣議に提出した「昭和63年版原子力安全年報」の内容との間に大きなへだたりがあることを知っていた本紙は、「これでも原発は安全なのか」との思いを込めて、原発の安全性を問う公開質問書を同委員会に提示した。

公開質問書の末尾で本紙は「わが国原発事業を国民合意の上で達成する意味からも、本紙は貴委員会の誠意あるご回答を切に期待してやまない」と記した。

東電福島第二原発の事故に関しては、公開質問書作成の時点ではまだ完全に確認するまでにはいたっていなかったため、あえて記述を避けた。だが福島原発の事故やトラブルを他の原発の事故・トラブルに包括するかたちでそ

の安全性を問い、同時に原子力安全委員会が閣議に提出した安全年報について、本紙サイドの意見を記述した。

こうした本紙の懸念が的中し、本紙が本公開質問書を安全委に提示した翌々日の2月3日、隠し通すことができなくなった東電福島第二原発はわが国原発史上最大規模の事故を、本紙のふるった鞭のひとつうちによって発表せざるを得なかった。

本紙はわが国の原発がこのような事故を起す危惧と懸念から、わが国原子力界の中核的立場にある原子力安全委員会に公開質問書を送った。だが安全委は本紙に対し、何らの回答も寄せてこなかった。

そこで本紙は安全委に対して、何らかの意思表示をするよう電話で催告した。何回目かの回答催告を受けた安全委は、本紙に対して「原子力安全委員会は、国民の質問に直接回答する機関ではない」と回答にならない「回答」をし、本紙からの電話を切った。

もちろん本紙とて常識的な建前など百も承知だ。「国民の質問に直接回答する機関ではない」…。だから何だというのだ。「原子力安全年報昭和63年版」で原子力に「安全のお墨付き」を付けたのは誰なのか。

しかも東京電力福島第二原子力発電所3号機事故だ。わが国原発史上最大規模の事故に関して、お墨付きを付けた当事者は何を把握し、いったいどう対処しようとしているのか。事故の発表すらない状況である。原発事故に怯える国民は、ならば誰に訊ねればいいのか。行政機関ならびに事業者を指導する役割を担っていながらも、原発の安全を公的に保証した、当の原子力安全委員会に訊くしかないではないか。

これまでご紹介したとおり、本紙の公開質問書に対し、九州電力からも電気事業連合会からも回答が送られてきた。回答の内容はさておき、無視黙殺されることはなかった。礼儀正しい書式で回答してきた、その行為に対する誠意は感じられた。

そのため、本紙は原子力安全委員会もまた、特に公開質問の文中で本紙が展開した意見について、何らかの見解なり反論なりを示してくるのでは、と密かに期待していたわけである。

しかし、こうした本紙の期待がいかにもむなしいものであったかを、とことん知らされることとなった。彼らの対応ぶりとは、官僚主義丸出しの高圧的で不親切以外の何物でもなかった。

原子力安全委員会は、その設置法の主旨から見ても、わが国原子力行政の最上位に位する機関だ。また、わが国原子力の最高位に「鎮座」する機関ともいえる。

だが、この官僚主義丸出しの権威機関といえども、国民の目、すなわち納税者の視点から見れば、単なる行政機関の一つにすぎないのは明らかだ。

いったい誰が原子力安全委員会をこのような「聖域」にし、「原子力の神様」に祭り上げてしまったのか。それは、ほかでもなく原子力安全委を原子力界擁護のための代弁機関にすり代え、原子力推進の旗を振らせる、わが国の原発事業者たちのなせるわざ、と行うことができよう。

いうまでもなく公開質問書を記し、回答期限を決め、一方的に送付したのは本紙である。原子力安全委員会の知人があらかじめ内々に回答を確約したわけでもなければ、「特殊なコネ」で彼らの見解を無理矢理引きだそうとしたわけでもない。一方的に公開質問書を送る本紙の手法を「相手の立場や都合を無視した暴力的なやり方」と非難するのであれば、本紙はその非難を甘んじて受け容れよう。

だが、こういう手法を用いなければ、風穴一つ開けられないのだ。原子力業界から膨大な金額の広告費を受け取りつづけているマスメディアが、真実を伝えているだろうか。業界にお墨付きを与える「原子力安全年報」は、信頼に足るものなのか。実際に原子力安全委が「安全だ」と太鼓判を押した原発施設で相ついで事故・トラブルが発生しているのは、どうしたことなのか。

多少の強引さと挑戦的な手法（とはいえ、所詮は文書を送るだけなのだが）で臨まなければ、権力機構に、あるいは原子力業界に、小さな穴すら穿つことは望めないだろう。

公開質問書とは文字通り「いかなる回答であろうと、結果をすべて公開する」ことを担保にしている。この公開先は国内にとどまらない。質問書本文に記したとおり、本紙に共鳴するフランスのある脱原発運動家は、本紙がこれまで九州電力と交わした交換文書に異常なまでの興味を示した。と同時に、今回本紙が原子力安全委に対しても公開質問書を提示したことについても大いなる関心を見せ、回答あればただちにコピーし、フランスへ郵送するよう切望している。

もし原子力安全委員会が、原子力安全委員会設置法が謳う「行政の民主的な運営」を一片でも解すならば、少なくとも「本委員会は国民の質問に直接回答する機関ではない」旨を、公開質問書に記した期日までに回答すればすむことであり、本紙はその回答を公開するまでである。だが「電話ガチャン」の応対には、人間的な誠実さのひとかけらもなければ、国民の不安に対する気遣いの鱗片すらない。

安全委の「電話ガチャン」に対し本紙は、つぎに内田秀雄委員長宅並びに委員宅に直接、回答要求の電話を入れた。こうした手法とて、大手紙記者がよくやる、あの迷惑千万な「夜討ち朝駆け」より、はるかにおとなしいものだ。

だが、本紙の電話に対し、彼らが誠意ある態度を示さなかったのはいうまでもない。

「国民ひとりひとりが個別に持つ、原発への不安、あるいは東電福島第二原子力発電所3号機事故への心配など、取るに足らない問題だ。そもそも一部の国民が騒いで何になるというのか。馬鹿馬鹿しい。そんなもの、いちいち相手にする必要などない」という、「わが国原子力業界の神様」たちの心の声が響いてくるかのような対応であった。



ところが、である。原子力安全委員会は本紙を黙殺するそのいっぽうで、啞然とするような行動に出ていたのだ。

原子力安全委員会の事務当局は、本紙の存在と公開質問書への回答要求を警察当局に通報していたのである。本紙が業を煮やし、原子力安全委員会に対し、もはや文書や電話ではなく直接訪問した場合を想定し、機動隊員 500 人を投入して本紙を武力で排除するための準備を整えていたのだ。

この情報はある筋から本紙へ秘密裡に伝えられた情報である。もし、この事実を当局が否定するならば、本紙は、その確たる証拠を公表するのにやぶさかではないことを申し添える。

結局、本紙の公開質問に対する原子力安全委員会の明確な回答は「本紙が安全委を訪れば、500 人の警察官が本紙を排除する」というものだったのだ。

原子力行政と原子力業界が、懸命に原発推進のプロパガンダを展開するにもかかわらず、原発反対の世論が、日一日とそのテンポをはやめて増幅される原因の一つは、明らかにこうした機関の権威主義・独善主義・唯我独尊主義にある。

いま、わが国にとって最大の無用の長物は、国民の血税のもとに運営されているにもかかわらず、国民との間に、原子炉なみの隔壁を設け、国民の声にひと言も答えようとせず、国民の原発に対する安全性への危愆に対して一顧だにしない、原子力業界の代弁者「原子力安全委員会」そのものなのだ。

## **反原発・脱原発報道に「手心」を加え始めたマスコミ**

本紙の公開質問書を一切黙殺し、回答を要求した本紙を、権力を発動して排除しようとした姿勢。しかしこうした安全委の態度とは、安全委ひとつにとどまらず、わが国原子力界に共通した「基本姿勢」など。

最近の反原発・脱原発の盛り上がりを受けて、わが国の原子力界は、反撃の方針を示し始めた。その現れを、最近開催される各種の会合における原子

力関係者の反原発・脱原発運動に対する、あからさまな攻撃的発言に見ることが出来る。

これと並行して、原子力界は大手マスコミに書簡を送り、反原発・脱原発運動を「過剰」に報道しないよう要請している。この「書簡と要請」は、明らかにその背後に「広告主と広告者」の関係が作用しており、原子力界は「広告主」の立場をフルに利用することによって、記事編集に圧力を加えているのだ。

原子力界がふりかざしているのは「反原発・脱原発報道にくらべて、原発推進の報道が少なすぎる」という論理だ。つまり、わが国の原子力界は広告主の立場を利用し、マスコミに対して、もっと原発の必要性和安全性を記事化するよう迫っているのである。そして実際、このような原子力界の姿勢を受けて、一部のマスコミは現に反原発・脱原発報道に「手心」を加え始めている。

本紙に対して安全委が示した態度と、現在顕著になりつつある原子力界の強硬姿勢とは、ともに軸を同じくするものであり、その真意は「権力と経済力を背景にして、現在進行中の反原発・脱原発運動を押さえ込もう」とするものだ。

日本エネルギー経済研究所の生田理事長は、原発推進の一方の旗がしらである。その理事長自身、最近発刊された「エネルギー・フォーラム」誌で、わが国原子力界の実態について批判的な意見を述べている。

「原子力広報の原点は、専門家と一般市民との知識ギャップの解消にある。このギャップの埋め立て作業をするのは専門家の側であり、一般市民が自発的に埋め立てるのを待ってはいならない。専門家にとっては分りきっている安全の論理を、一般市民に理解させられないのは専門家の責任であり、無力さの表現でしかないだろう」……。

対話を拒否した状況下で、真の相互理解が生まれることはない。少なくとも、わが国の原子力界が生田理事長の言葉に何かを感じ、「専門家と一般市民

との知識ギャップ」に埋め立てを行い、原発に対する一般市民の理解を得ようとするならば、現在の「原子力安全委員会」を解体し、原発の安全性について「専門家と一般市民の知識ギャップを埋め立てる」新たな安全委員会を再編成する必要があるはずだ。

本紙は断言する。「わが国の原子力界に現在の安全委員会が『君臨』する限り、原発について一般市民の理解は絶対に得られないことがない」と。

### 原発の「今後の問題」に対処できる能力ある安全委に再編せよ

先に述べたとおり、本紙は今回、安全委から示された「仕打ち」について、ありのままにフランスの脱原発グループに伝えた。

この通告は同グループの機関誌に掲載され、わが国の原発事情を示す情報として、フランス全土に広く伝えられた。この記事の指摘するところは、警察権力に支えられた日本の原発事情であり、大多数の日本国民が不安を感じている原発を、警察権力を行使することによってゴリ押しに推進しようとしている日本原発界の実態である。

いまや一国の大きな社会問題に国境は存在しない。南米の木材切り出しが世界の気象に異変をもたらす時代である。この国境なき時代を如実に示したのがチェルノブイリ原発事故であった。真の国際化とは、要するにこうしたことを考慮した上での対応をいうのである。

いま、世界は天安門で学生たちに武力発動した中国政府を非難し、あるいは冷笑している。だが中国共産党と同一のふるまいをしているのが、ほかならぬわが国の原子力安全委員会だ。

原子力安全委員会を現今の原子力事情に立って見るならば、その重要性和果たすべき責任は今後、未来にこそかかっている。

現在の安全委は現行の原発について、その安全性を監視しチェックしていれば、ことが足りる。しかし、今後「プルトニウムに関する安全性」「核燃料

廃棄物に関する安全性」「経年劣化に伴う原発の安全性」、さらには「新核物質による原発の安全性」等々の新しく、しかも重要な安全性に関わる問題が原子力安全委員会の主要な職務となるはずだ。

安全委の職務がこのような段階まで拡大された場合、本紙が危惧するのは、現在の原子力安全委員会には、今後の諸問題に対処する当事者意識が根本から欠如していることである。

その第一の要因は、安全委が「国民の立場」に依拠して原発の安全性に関与しようとはせず、「原発事業者の立場に立って原発の安全性に関与している」という実態である。

第二は、その運営が、法律によって定められた「民主的な運営」とはほど遠く、常に体制や権力の側に目を向けた「官僚主義」に陥っている、という実態である。

第三は、その実績である。安全委が「安全だ」と太鼓判を押した原発施設で、すでに事故やトラブルが続発している。しかも、こうした安全認定と事故続発のギャップについて、当事者である安全委は何らの責任も明らかにせず、また一言の弁明も発していない。これでは「安全委員会」という名をただちに返上して、「無責任委員会」とでも改称するしかないではないか。

本紙は今回の一連の安全委とのやりとりを通して、「安全委は無用である」との結論に達した。

現在のわが国の原発事情の中であって、安全委の存在は最も根深い場所に巣くう「ガン」である。とくに今後、一般市民と原発事業者が「相互理解」の環境を形成していくうえで、国民と遊離した安全委の存在は、百害あって一利なしといえるものだ。

原子力安全委員会を解体し、新たな安全委員会を再編成する必要があることは、もはや明らかだろう。

「専門家と一般市民の知識ギャップを埋め立てる」ことで、本紙は、今後のわが国のエネルギー問題が、当局者と国民との相互理解の上に立って、よりよい方向へと進展して行くことを心から願っている。■